



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *8 和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を
改正する規則 1

○ 告示

- 640 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 6
641 " (") 6
642 " (") 6
643 有田川土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課) 6
644 有田川土地改良区の定款変更の認可 (") 7
645 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 7
646 保安林予定森林 (") 7
647 保安林の指定施業要件変更予定 (") 8
648 " (") 8
649 保安林の指定施業要件変更 (") 9
650 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 9
651 " (") 9
652 " (") 10
653 " (") 10
654 " (") 10
655 道路の区域変更 (道路保全課) 11
656 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 11
657 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 12

○ 人事委員会告示

- 7 令和8年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 12

○ 公安委員会告示

- 46 遊泳区域の指定 16

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和8年7月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する
規則

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年和歌山県公
安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、<u>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 2・3 略 (定義) 第 2 条 略 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u> (3) 略 (申請等に係る電子情報処理組織) 第 3 条 <u>情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するもの</u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 (電子情報処理組織による申請等) 第 4 条 <u>情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</u> (1)～(3) 略 2 前項に規定する方法により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算	(趣旨) 第 1 条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定及び和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 2・3 略 (定義) 第 2 条 略 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。 <u>ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u> <u>イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u> (3) 略 (申請等の指定) 第 3 条 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第1項の規定に基づき公安委員会が定めたときは、当該申請等の根拠となる法令等の名称をインターネットを利用する方法により公表するものとする。</u> (申請等に係る電子情報処理組織) 第 4 条 <u>情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するもの</u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 (電子情報処理組織による申請等) 第 5 条 <u>情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</u> (1)～(3) 略 2 前項に規定する方法により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算

機又は公安委員会等が指定する電子計算機から認証できるものに限る。第13条第1項第1号において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

4 公安委員会等は、申請等をする者が、第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る第2項第4号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 公安委員会等は、前項に規定する場合において、当該申請等をする者の定款その他の基本約款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款その他の基本約款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものも含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

(4) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項の規定による入力が困難である場合

(5) 略

2 略

機又は公安委員会等が指定する電子計算機から認証できるものに限る。第14条第1項第1号において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

4 公安委員会等は、第1項に規定する方法により申請等をする者が、同項の規定により入力する事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款その他の基本約款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款その他の基本約款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 法令等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものも含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 情報通信技術活用法第6条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるとき及び情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

(4) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第5条第1項の規定による入力が困難である場合

(5) 略

2 略

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第 7 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 8 条 公安委員会等は、情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 略

3 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 略

5 書面等により行われた場合に返納その他公安委員会等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公安委員会等が認める場合を除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

6 前項の場合において、処分通知等の返納その他公安委員会等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第 9 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 7 条の電子情報処理組織を使用して識別符号及び暗証符号を入力する方式
- (2) ・ (3) 略

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 10 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 5 項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第 8 条 情報通信技術活用法第 7 条第 1 項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第 11 条第 2 項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 9 条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第 7 条第 1 項又は情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 略

3 略

4 処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公安委員会等が認める場合を除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第 10 条 情報通信技術活用法第 7 条第 1 項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の方式であって情報通信技術活用規則第 11 条第 2 項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して識別符号及び暗証符号を入力する方式
- (2) ・ (3) 略

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 11 条 情報通信技術活用法第 7 条第 5 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合であって情報通信技術活用規則第 11 条第 2 項の規定に基づき都道府県公安委員会

(1)～(3) 略

（電磁的記録による縦覧等）

第11条 公安委員会等は、情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第12条 公安委員会等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により作成等を行うものとする。

2 公安委員会等が、公安委員会等の所管する他の条例等の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第13条 情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第4条第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置
- (2) 第4条第3項に規定する識別符号及び暗証符号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力する措置
- (3) 略

2 情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。

(1)・(2) 略

3 情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。

が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

（電磁的記録による縦覧等）

第12条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第13条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第14条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第5条第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置
- (2) 第5条第3項に規定する識別符号及び暗証符号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力する措置
- (3) 略

2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。

(1)・(2) 略

3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき

(1)・(2) 略

第14条～第16条 略

都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、次に掲げる措置とする。

(1)・(2) 略

第15条～第17条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
調剤薬局ツルハドラッグ藤白店	海南市藤白191-1	善利求	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
そらのわ薬局	有田郡有田川町天満342-4	梶田幾生	令和 8. 6. 1

和歌山県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局上富田店	西牟婁郡上富田町生馬564-1	山本裕暉	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 就任した役員（令和8年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 石井守 有田市山地268番地

理事 最田洋司 有田市糸我町西787番地

和歌山県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第645号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字平字折登20、22、29の4、31の3、37の2、54、55の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字折登20（次の図に示す部分に限る。）、29の4、31の3、37の2、54（次の図に示す部分に限る。）、55の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第646号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字西谷770の1、772、775、779、780、783、784、789の2、字鴻ノ谷820、823、864、870、字安図原996、1004

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第647号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡太地町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第648号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第650号

和歌山県和歌山市布引の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年12月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市布引の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市布引の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年7月2日

和歌山県告示第651号

和歌山県和歌山市布引の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年12月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市布引の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市布引の一部地区

5 認証年月日

令和8年7月2日

和歌山県告示第652号

和歌山県和歌山市大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和6年4月1日から令和8年1月8日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市大谷の一部地区

5 認証年月日

令和8年7月2日

和歌山県告示第653号

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和6年1月31日から令和7年12月24日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区

5 認証年月日

令和8年7月2日

和歌山県告示第654号

和歌山県西牟婁郡白浜町矢田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

- 2 調査を行った時期
令和5年2月24日から令和7年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町矢田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町矢田の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年7月2日

和歌山県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新田広芝岩出停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
岩出市高塚字池ノ首92番1地先から同市高塚字池ノ首93番5地先まで	旧	10.11 } 10.91	93.40	県道和歌山打田線重用区間 L=62.60
同上	新	10.71 } 17.20	96.83	県道和歌山打田線重用区間 L=62.60

和歌山県告示第656号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和2年和歌山県告示第910号及び令和2年和歌山県告示第979号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
浦の段（Ⅰ-53）、隅田町下兵庫1（Ⅰ-3036）、隅田町霜草5（Ⅱ-100）、胡麻生5（Ⅱ-127）、隅田町山内（105）（Ⅱ-10120）、隅田町下兵庫（107）（Ⅱ-10259）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第657号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年7月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
浦の段（Ⅰ-53）、隅田町下兵庫1（Ⅰ-3036）、隅田町霜草5（Ⅱ-100）、胡麻生5（Ⅱ-127）、隅田町山内（105）（Ⅱ-10120）、隅田町下兵庫（107）（Ⅱ-10259）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

令和8年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験（高等学校卒業程度）を次の要綱により実施する。

令和8年7月10日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和8年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験（高等学校卒業程度）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務系職種	一般事務	10人程度	知事部局、教育委員会等における事務
	学校事務	7人程度	県立学校、市町村立小中学校等における事務
	警察事務	5人程度	警察本部等における事務
技術系職種	土木	3人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業土木	2人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理及び農村振興の支援等に関する業務
	農業	2人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及及び試験研究等の業務
	林業	2人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。以下「大

学」という。）における在学期間（休学期間を除く。）が令和9年3月末日現在で通算して2年を超える人

イ 学校教育法の規定により大学の3年次に編入学した人

ウ 和歌山県人事委員会がア又はイに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年9月27日（日）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和8年10月19日（月）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和8年10月28日（水）から同月30日（金）までの間で指定する1日	和歌山市	令和8年11月11日（水）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

（注）試験日及び合格発表日時は、変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 事務系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数50題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 社会科学（法律、政治、経済、社会）、人文科学（地理、日本史、世界史、国語）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学）、文章理解（英文、現代文）、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
	作文試験	200点※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※ 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 技術系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次	基礎能力試験（択一式）※	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間

試験	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 出題数40題を全問必須解答とする。（択一式）	2時間
	適性検査		前記（1）の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	前記（1）の面接試験と同内容	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 合格者の決定については、次のとおりとする。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、不合格となる。

（ア）事務系職種

第1次試験の合格者は教養試験の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験（作文試験を含む。）の総合得点順に決定する。

（イ）技術系職種

第1次試験の合格者は各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は面接試験の得点順に決定する。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工
農業土木	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業と情報等）
農業	農業と環境、農業と情報、作物、野菜、果樹、草花、農業経営等
林業	森林科学、森林経営、林産物利用、測量等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和8年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験（高等学校卒業程度）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年8月12日（水）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和8年7月21日（火）午前10時から同年8月21日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。
ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人

事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和9年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料等の月額は、215,688円（令和8年4月1日現在において、高等学校卒業程度の学歴を有する人であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(3) 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪事実該当者（こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）については、学校事務としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、学校事務として採用される予定の人に対しては、あらかじめ採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行う。

なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しないことがある。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、事務系職種については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容		期間
第1次試験	第1次試験不合格者	事務系職種	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
		技術系職種	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	
第2次試験	第2次試験受験者	事務系職種	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の順位並びに第2次試験の総合得点及び総合順位	
		技術系職種	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3763
ファクシミリ番号 073-433-4085
メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第46号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和8年7月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月11日から同年8月23日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月19日から同年8月23日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上